

令和6年度 第3回日進市都市計画審議会 (都市マスタープランの中間見直しについて)

令和7年3月19日
都市整備部都市計画課

日進市都市計画マスタープランの 中間見直しについて

1. 日進市都市マスタープランの概要
2. 見直しの方針
3. 見直しのスケジュール
4. これまでの取り組み

1. 日進市都市マスタープランの概要

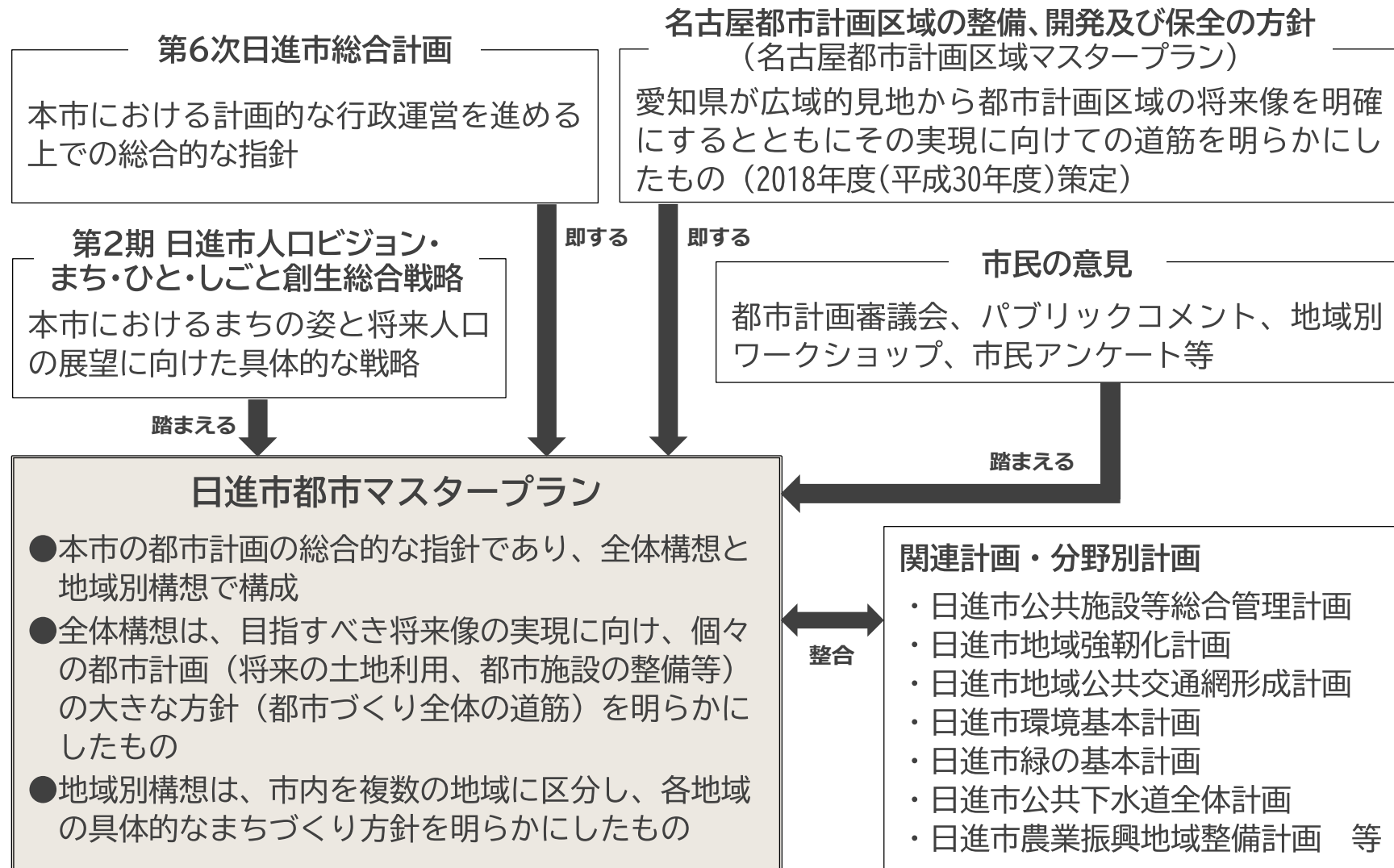
1) 都市計画マスタープランとは

住民に最も近い立場にある市町村が、住民の意見を反映し、まちづくりの将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等を総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の指針としての役割を果たすものです

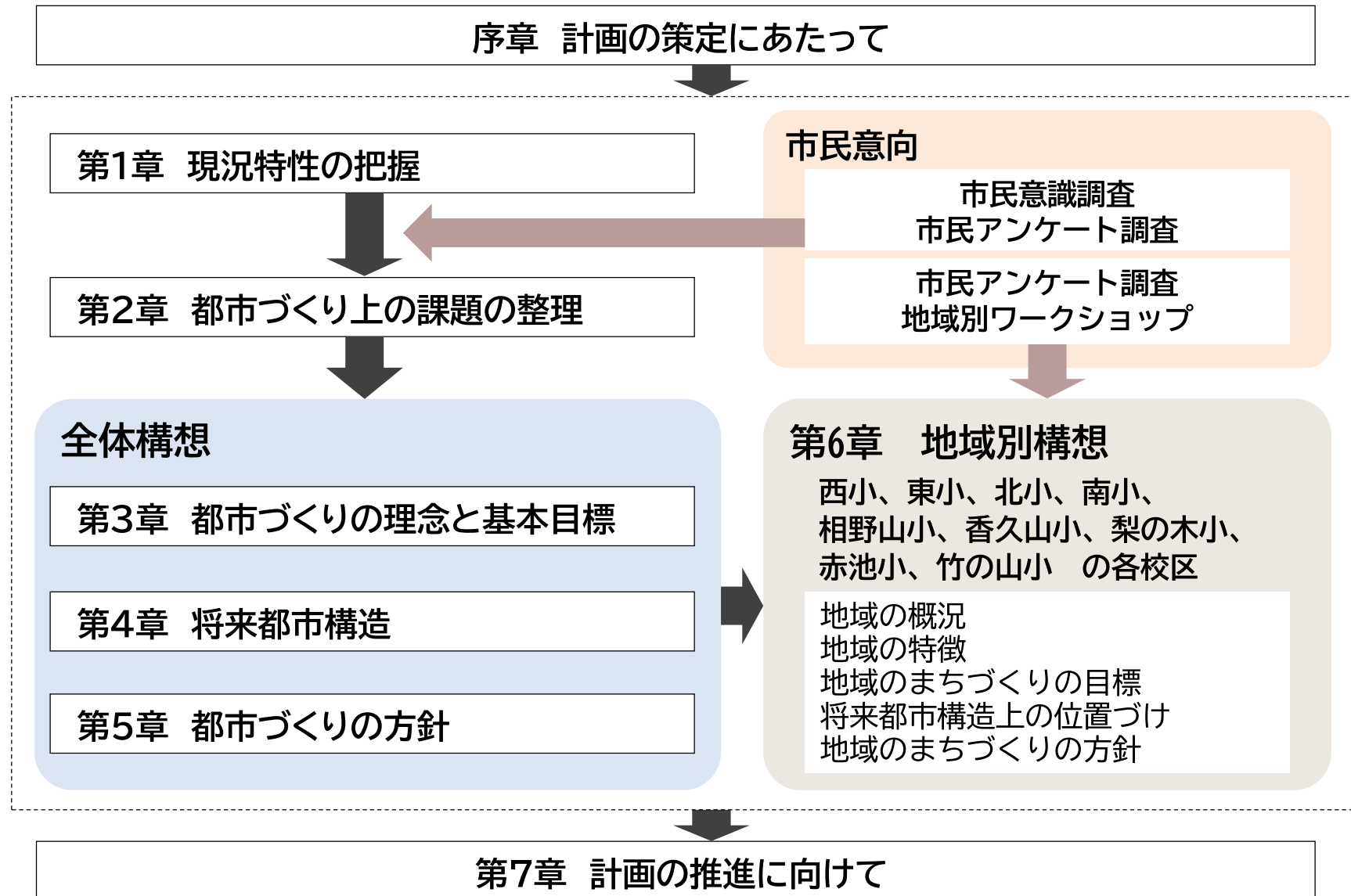
日進市都市マスタープラン	
根拠法	都市計画法第18条の2
対象区域	都市計画区域
策定年次	2020年度（令和2年度）
計画年次	2030年度（令和12年度） ※計画策定から10年間



2) 都市計画マスタープランの位置付け



3) 都市計画マスタープランの構成



4) 全体構想

都市づくり
の理念

豊かな緑を尊重し、都市の活力と多様な交流でにぎわう
持続可能な都市環境を私たちが育む

都市づくりの基本目標

① 快適性の高い持続可能な都市づくり

- 生活利便施設の充実と誰もがアクセスしやすい中心拠点・鉄道駅周辺の都市機能の活性化
- 都市施設の計画的な維持修繕、長寿命化、効率的な都市運営

② 産業活力のある都市づくり

- スマートインターチェンジの整備等による広域交通体系へのアクセス利便性の確保
- 既存産業の拠点強化・充実、就業の場となる新たな産業拠点の形成
- 生産性の高い優良農地等の保全

③ ふれあいにぎわう都市づくり

- 既存ストックや商業施設、地域振興施設等を活かした多様な市民がふれあいにぎわう市民交流の場の充実
- 市外の交流人口を呼び込むための拠点の整備

④ 安全安心な都市づくり

- 地域と連携した防災・減災対策の充実や狭あい道路の改善
- 無秩序な開発の抑制や空家、低・未利用地の利活用等
- 日常生活を支える交通機能や道路・公園等の都市施設の質の向上

⑤ 環境に優しい都市づくり

- 東部丘陵地に広がる緑地や市街化区域を取り巻く農地等、豊かな自然環境や水辺環境を保全
- 市民協働や民間活力の活用等により良好な景観の形成
- 利便性の高い交通機能や都市構造を構築した、環境負荷の小さい都市づくりの推進

4) 全体構想

将来都市構造



土地利用の構成(ゾーニング)

- 市街地ゾーン
- 新市街地形成ゾーン
- 住宅団地ゾーン
- 森林保全ゾーン
- 森林活用ゾーン
- 農地・農業振興ゾーン
- 農地活用ゾーン
- 産業ゾーン
- 教育・研究ゾーン

拠点の形成

- 公共施設集積拠点
- 地域生活拠点
- レクリエーション拠点
- にぎわい・ふれあい拠点
- 自然環境拠点
- 地域振興拠点
- 北のエントランス拠点

軸の形成

- 広域交通軸(高速道路等)
- 主要幹線道路
- 都市幹線道路
- 公共交通軸(鉄道)
- 公共交通軸(バス)
- 水とみどりの軸

4) 全体構想

分野	都市づくりの方針
1. 土地利用の方針	○用途混在がみられる土地利用の整序、低・未利用地の活用、土地の高度利用等による土地利用 ○緑豊かな居住環境や自然環境の維持・保全
2. 都市交通施設の方針	○安全で快適に利用できる道路ネットワークの形成 ○鉄道やバス等の公共交通の利便性の向上 ○市民の憩いや健康増進等に資する歩行者・自転車ネットワークの形成
3. 公園・緑地等の方針	○都市の魅力の向上、市民生活の満足度に資する質の高い緑の形成
4. 下水道及び河川等の方針	○下水道施設等の汚水処理施設の整備、維持管理を効率的かつ計画的に進めることによる、安全で衛生的な住環境の創出 ○河川等の整備による水害等の災害のないまちづくり
5. 市街地整備の方針	○地域住民の安全性・快適性を確保するための、既存ストックを活かした良好な市街地の形成
6. 都市防災の方針	○平時から様々な分野での取組みを通じた、地域における自助・共助による防災・減災力の向上 ○延焼遮断機能や救援・復旧活動を担う緊急輸送道路の整備の促進 ○避難路や避難場所としての機能を有する生活道路や公園等の確保
7. 都市景観形成の方針	○まちなみや自然、地形等の地域特性を活かし、市民生活において心地よさを感じることができる景観の形成

5) 地域別構想

地域別構想は、全体構想で示した都市づくりの方針等を受け、地域の特性やニーズに応じ、市民と行政との協働による身近なまちづくりの取り組みを加え、地域らしさのあるまちづくり方針を定めています



地域区分については、現行都市マスタープランにおける地域別構想検討の経緯より、今回の見直しにおいても、計画策定時の小学校区を踏襲します。

5) 地域別構想

地域別構想は、全体構想で示した都市づくりの方針等を受け、地域の特性やニーズに応じ、市民と行政との協働による身近なまちづくりの取り組みを加え、地域らしさのあるまちづくり方針を定めています

【西小学校区】

地域の良好な自然環境と古くからある地域コミュニティや新たな住宅地が調和し、**誰もが安心して暮らせるまち**を目指す

【赤池小学校区】

交通利便性を活かし広域からの来訪者の交流を促進するとともに、都市基盤施設の充実や住宅地整備を進め、**西の玄関口として魅力にあふれた快適なまち**を目指す

【東小学校区】

豊かな自然環境を守りながら、都市機能の充実により生活利便性を確保し、**市民がいつまでも元気に暮らせるまち**を目指す

【南小学校区】

多くの公共公益施設を利用する市民や来訪者の交流を促進するとともに、地域に点在する自然に気軽にふれあい、**様々な交流が生まれるまち**を目指す

【梨の木小学校区】

駅を中心とした生活利便性の高いまちづくりを進めるとともに、歩きながら自然に気軽にふれあい、**地域の交流にあふれるまち**を目指す



地域区分については、現行都市マスタープランにおける地域別構想検討の経緯より、今回の見直しにおいても、計画策定時の小学校区を踏襲します。

6) 計画の推進に向けて

①協働による都市づくりの推進

これまで以上に市民、地域、団体、事業者等と行政が、お互いの特性を認識・尊重し合い、対等な立場で共通する領域の課題の解決に向けて協力し取り組む必要があります

地域・団体・事業所等 の役割

地域の活動を通じて、地域の課題は、地域が主体となって自らで解決していく自立的な都市づくりを進めます。

また、公共空間の活用や維持・管理等にあたり、民間主体の活動や取組の促進、民間の資金やノウハウの活用についても検討し、民間活力を活かした公民連携による都市づくりを推進していきます。

市民の役割

市民は、広報誌やホームページ等を活用し、都市づくりに関する情報を収集し、各種計画づくりや都市づくりの実践の場へ参加することにより、都市づくりの取組に計画段階から参画し、都市や地域の課題を解決する主体の一員としての役割を担います。

行政の役割

市は、市民をはじめ多様な主体との協力、連携を深めていくとともに、総合的かつ効率的なまちづくりを着実に推進する必要があります。

また、地域別構想や地域別ワークショップでのまちづくりの取組みアイデアを広く周知すること等により、市民等の自発的な取組を促進します。

2. 見直しの方針

1) 都市マスタープランの見直し

【背景・目的】

現行計画策定から計画期間の半期を迎え、様々な社会情勢の変化や現況特性の変化が生じています。また、本市においては立地適正化計画や公共施設再編計画等、新たな計画策定に着手しており、農業振興地域整備計画等、一部関連計画についても改定されています。

これらに加え、都市マスタープランにおける将来フレームについて、本市では、令和6年12月に特定生産緑地制度の開始を受け、現行計画策定時に保留フレームとなっていた人口フレームの再検討や都市計画基礎調査等の更新に伴い、産業フレームを再検討する必要があります。

以上を踏まえ、現状に即し、計画の実行性を高めることを目的として、見直しを行うものです。

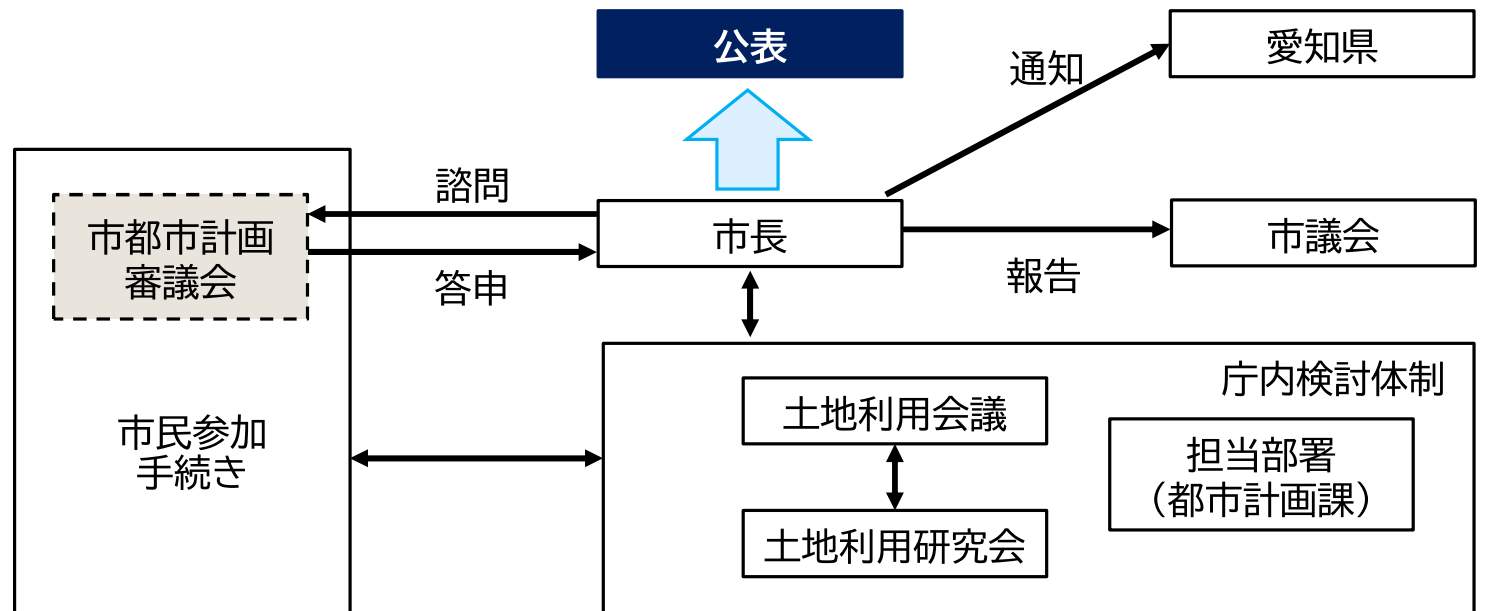
2) 見直しの概要

前述の【背景・目的】を踏まえ、現行計画の内容を基本として、下記【主な見直し箇所】について、更新・見直しを行い、目標年次となる令和12年度までを見据えた際に対応が必要となる箇所について、見直しを行います。

【主な見直し箇所】

- ・現況特性 第1章
 - ・現況特性の更新に伴う都市づくり上の課題・基本目標 第2・3章
 - ・生産緑地制度開始等に伴う人口フレーム
 - ・都市計画基礎調査等の更新による産業フレーム
 - ・将来都市構造図
 - ・都市づくりの方針 第5章
 - ・地域別構想 第6章
 - ・計画の目標値 第7章
- 第4章

3) 庁内外検討体制



※都市計画審議会
市議会議員 3名
学識経験者 5名
行政関係機関職員 1名
市民公募 2名
臨時委員 4名
オブザーバー(県職員) 1名

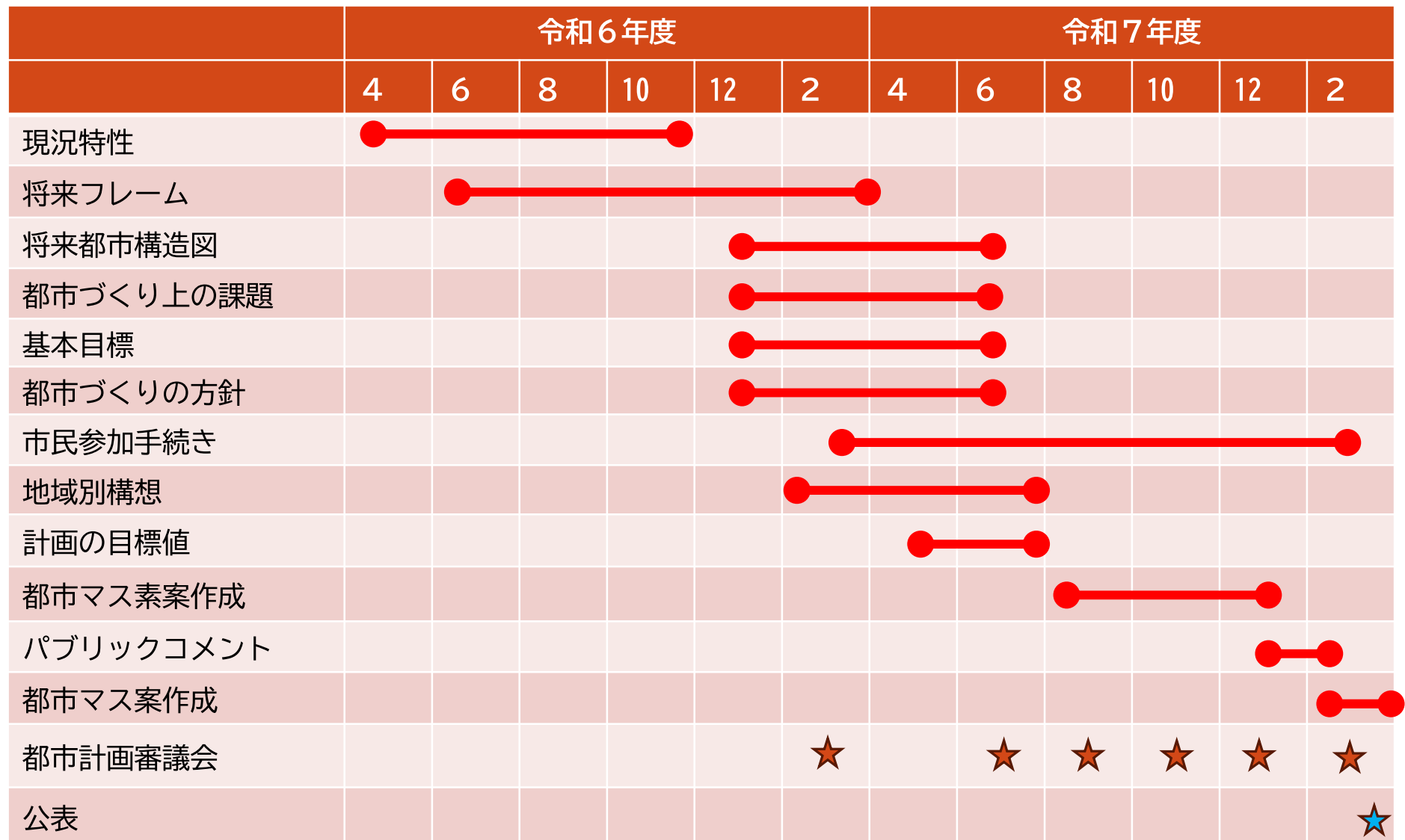
※土地利用会議
副市長(会長)
総合政策部長
総合政策部調整監
総務部長
総務部参事
生活安全部長
福祉部長
健康こども部長
都市整備部長
都市整備部参事
産業政策部長
産業政策部参事
生涯学習部長
学校教育部長
技監

企画政策課長
防災交通課長
環境課長
都市計画課長
道路建設課長
土木監理課長
区画整理課長
下水道課長
産業振興課長
基幹施設整備課長
農政課長

※土地利用研究会
企画政策課
財務政策課
防災交通課
環境課
地域福祉課
子育て支援課
都市計画課
道路建設課
土木管理課
区画整理課
下水道課
産業振興課
基幹施設整備課
農政課
学校教育課

3. 見直しのスケジュール

1) 見直しのスケジュール



2) 都市計画審議会開催予定

開催時期	都市マス見直し	立地適正化計画策定
令和7年3月19日	見直しの背景・目的 現行計画の概要 これまでの取り組み 策定体制 今後のスケジュール等	策定の背景・目的 計画の概要 これまでの取り組み 策定体制 今後のスケジュール等
令和7年6月頃	現況特性 将来フレームの算出結果等	現況分析と課題の整理 都市構造と都市拠点について等
令和7年8月頃	都市づくり上の課題・基本目標、 都市づくりの方針、将来都市 構造図、地域別構想等	都市づくりの目標 居住誘導区域、都市機能誘導区域 の設定 誘導施設の検討
令和7年11月頃	将来都市構造図、地域別構想、 目標値と計画の進行について 等	誘導施策 防災指針の検討 目標値の設定と計画の進行
令和7年12月頃	全体計画の提示 (パブリックコメント前)	全体計画の提示 (パブリックコメント前)
令和8年2月頃	全体計画の提示 (パブリックコメント後)	全体計画の提示 (パブリックコメント後)

4. これまでの取り組み

1) ワークショップの実施

11月17日(日)のにっしん市民まつりにてワークショップ「わたしのにっしん」を実施。
居住する小学校区の「良いところ」と「あったら良いもの・こと」を付箋に書いて
木の枝葉に貼ってもらい、にっしんの木を作成しました。参加者:321名



思考のヒントとなるカードを見て、
会話しながら付箋を書いてもらいました

こんな意見がありました

【良いところ】

- ・歩道が広くて安全(梨の木小区)
- ・店がたくさんある(赤池小区)
- ・自然がたくさんある(相野山小区)
- ・住宅街が静か(西小区)
- ・地域の人が優しい(東小区)
- ・子育て環境が整っている(竹の山小区)

【あったら良いもの・こと】

- ・近くに大きな公園があればいいな(南小区)
- ・人が楽しめる施設の充実(赤池小区)
- ・移動しやすい、働きやすい環境(西小区)
- ・自然をたくさん残したい(東小区)
- ・岩崎城の桜、お祭りが残っていてほしい(北小区)
- ・街がきれいなままがよい(香久山小区)



